平成２２年（フ）第５号
山梨県上野原市上野原1609番地
債務者　神原　正典
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
長野県大町市大町5663番地　大原二号団地43―７、住民票上の住所長野県大町市平2792番地１
債務者　荒井　清治
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１０号
長野県駒ヶ根市赤穂11304番地清水マンション７号
債務者　内藤　**隆**子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第１３号
長野県上伊那郡辰野町大字平出3555番地１
債務者　三澤　　平
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第１０号
岐阜県可児市土田5141番地　アンシャンテ201
債務者　衛藤さとみ
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第１３号
岐阜県可児市徳野南２丁目114番地　リンピア徳野101
債務者　渡邉　静香（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第２１号
岐阜県美濃加茂市西町７丁目173番地　サンコーポラス境松２―202
債務者　竹田　英子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第５７号
兵庫県伊丹市野間６丁目２番７号、前住所大阪府大阪市平野区加美北４丁目７番34号藤井方
債務者　木谷　拓寛
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第６１号
兵庫県川西市大和西１丁目46番地の１
債務者　岩尾　　宏
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第７９１号
兵庫県赤穂市尾崎468番地の１、従前の住所兵庫県赤穂市塩屋1303番地の７
債務者　鎌倉　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７９２号
兵庫県赤穂市尾崎468番地の１、従前の住所兵庫県赤穂市塩屋1303番地の７
債務者　鎌倉　和也
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９６９号
兵庫県姫路市網干区垣内中町242番地の２ウエストハウスⅠ4007号、住民票上の住所兵庫県姫路市網干区興浜1536番地４
債務者　木村　伸行
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９７０号
兵庫県姫路市網干区垣内中町242番地の２ウエストハウスⅠ4007号、住民票上の住所兵庫県姫路市網干区興浜1536番地４
債務者　木村由弥子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２１号
兵庫県朝来市山内566番地10
債務者　永安眞**愉**美
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
兵庫県朝来市和田山町寺内784番地41
債務者　山本　文江
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第２３号
兵庫県豊岡市日高町国分寺188番地の１スカイハイツ205、前住所兵庫県丹波市柏原町柏原2198番地９
債務者　中田　勝哉
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
兵庫県朝来市和田山町寺谷690番地３ニューみやざきビル402号室
債務者　杉田　茂樹
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係